



# 目次

## 第1章 総論

相続税法22条と財産評価基本通達—総則6項の性質論—

## 第2章 事例編

- 1 相続法律主義と通達—無償返還届出書の内容と異なる相続後の和解と貸宅地の評価
- 2 財産評価基本通達188にいう「親族」の意義
- 3 所得税法64条2項に関する国税庁資産課税課長通知を相続税法上の債務控除へ適用することの是非
- 4 書面によらない贈与についての贈与税の課税時期
- 5 小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例
- 6 公共事業に伴う仮換地の指定と小規模宅地等の特例及び同特例における生計—要件
- 7 青空駐車場用地として使用されていた貸宅地に係る小規模宅地等の特例の適用可否
- 8 私道の用に供されている宅地の評価における減額の要否及び程度の判断方法
- 9 相続開始直前に改造工事がされていた建物の評価
- 10 存続期間が100年を超える地上権の設定であっても、相続税法23条の適用はないとした事例
- 11 財産評価基本通達と行政先例法
- 12 財産評価基本通達6と上場株式の評価
- 13 財産評価基本通達にいう時価が相続税法22条にいう「時価」といえるか否か
- 14 庭内神主である祠の敷地と相続税の非課税財産該当性
- 15 広大地評価—最有効利用を想定することの不確実性
- 16 定款により出資持分の払出し範囲について定めがある場合の医療法人の出資の評価
- 17 贈与税の配偶者控除を受ける場合の店舗兼住宅等の敷地の評価
- 18 相続開始後に価値が減少した株式を財産評価基本通達によって評価することの妥当性
- 19 A社B社方式と財産評価基本通達
- 20 従業員持株会から譲り受けた取引相場のない株式の評価

## 第3章 重要論点

- I 小規模宅地等特例制度関連通達と所得税基本通達
- II みなし贈与課税は「同族会社」に限定されるか—相続税法基本通達9-2と法律の制限的適用—
- III 取引相場のない株式の評価と法人税基本通達

詳細・お申し込みはコチラ

<クレジットカードでもお支払いいただけます>



第一法規 相続税通達事例

検索

CLICK!

キリトリ線

### 申込書 (第一法規刊)

税理士業務に活かす! 通達のチェックポイント—相続税裁判事例精選20—

●定価 3,300円 (本体 3,000円) [コード 067876]

申込部数

部

\*弊社宛直接お申し込みいただく場合、一回のご注文でお届け先が一箇所、お買い上げ合計金額5,000円(税込)以上のご注文は、国内配送料サービスといたします。また、お買い上げ合計金額5,000円(税込)未満のご注文については、国内配送料550円(税込)にてお届けいたします。

\*消費税は申込日時の適応税率に依ります。

◎上記のとおり申し込みます。代金については、次に示す方法にて支払います。

\*現在、弊社とお取引のないお客様につきましては、代金引換にてお支払いをお願い申し上げます。

(いずれかを✓で選択ください。) 代金引換により支払います。 現品到着後請求書により支払います。

*代金引換手数料について 一回あたりのご購入金額 (商品の税込価格+送料)の合計が	1万円以下の場合、300円+税 3万円以下の場合、400円+税 10万円以下の場合、600円+税	※送料・代引手数料を含む合計金額は、商品のお届け時に配送業者 に現金でお支払いください。その際、クレジットカードはご利用い ただけません。
---	--	---

年 月 日

〒	
ご住所	
事務所名	部署名 <input type="checkbox"/> 公用 <input type="checkbox"/> 私用
フリガナ ご氏名	TEL
様	E-mail

お客様の個人情報のご取扱いについて  
お客様よりお預かりした個人情報は、納品や請求書の発送・アフターサービス、弊社製品・サービスのご案内などの目的のために利用させていただきます。また、お客様の個人情報は、弊社ホームページに掲載のプライバシーポリシーに基づき適切に取り扱います。なお、個人情報についての照会、修正・削除・利用停止を希望される場合、その他お問い合わせにつきましては、お問合せフォーム (https://www.daiichihokico.jp/support/contact/contact.php) かフリーダイヤルにてご連絡ください。フリーダイヤル ☎TEL 0120-203-696 ☎FAX 0120-202-974

### 取扱い

この申込書は、ハガキに貼るか、このままFAXで下記宛お送りください。

#### ■宛先

〒107-8560

東京都港区南青山2-11-17

第一法規株式会社

☎FAX.0120-302-640

書店印